

2015年 月 日

従業員のみなさんへ

総務部長

**マイナンバー通知カードの厳重保管をお願いします
～ 厳重保管のお願いと個人番号カード申請のお勧め～**

来年1月よりマイナンバー制度がスタートすることになりました。マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される国民の番号になります。

それに先立ち、10月に住民票に記載されているみなさんの住所に各市町村からマイナンバーの通知カードが簡易書留で郵送されます。この通知カードは今後、みなさんの市民生活において非常に重要なものとなりますので、破棄することなく、厳重に保管するようにしてください。

このマイナンバーは今後の社会保険の手続きや年末調整などで必要になることから、後日、今回郵送される通知カードを会社に提出していただきます。その際には改めてお願いをしますので、ご協力をよろしくをお願いします。

【個人番号カード申請のお勧め】

今回の通知カード郵送の際には、個人番号カードの交付申請書が同封されています。個人番号カードとは、マイナンバーが記載された顔写真入りのICカードです。今回同封される交付申請書に顔写真を添付し、返信すると後日、市区町村の窓口で個人番号カードが交付されます。初回交付の手数料は無料で、今後、身分証明書として様々な場面で活用されることとなりますので、できればこの機会に個人番号カードの申請を行っておくことをお勧めします。

不明点などがある場合には、総務部までお問い合わせください。

以上